

謹賀新年



一つ、ひとつ、未来へ

輝かしい新年の幕開けにあたり、市民の皆様には、健やかな日々をお過ごしのことと心よりお慶び申し上げます。また日頃より、市政運営に對しまして、温かいご理解とご協力

を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、米トランプ政権による相互関税発動やコメ価格の高騰、さらには記録的な猛暑や相次ぐ地震・大規模火災・豪雨、クマによる人身被害多発など社会情勢の変動を実感する一年でした。そのような中、4月からは大阪・関西万博が開催され、160の国と地域が繋がり、「世界は多様でありながら、一つ」という共生の価値を再認識する機会となっていました。さらに、戦後80年、そして阪神・淡路大震災から30年という節目の年でもあり、平和の尊さ、命の重み、そして災害への備えの重要性を改めて胸に刻む一年でした。

本市といたしましては、社会情勢への対応をしっかりと図りつつ、

暮らしを下支えする物価高騰対策をはじめ、こども・子育て支援、

高齢者・障がい者福祉の充実や防災・減災、防犯対策の強化、さらに

は金剛地区の新たなまちづくりに加え、富田林寺内町などの歴史・

文化資産や地域農・商・工業の強みを生かした賑わいと活気を生む

まちづくりを推進してまいります。

富田林の人と地域が持つ価値と可能性にしつかりと目を向け、それ

らを支え、新たな価値を生みだしていくことで、富田林だから実現でき

る豊かな未来を市民の皆様とともに

に創造してまいりたいと考えております。どうか一層のご理解とご支援

を賜りますようお願い申し上げます。どうか一層のご理解とご支援

を賜りますようお願い申し上げます。どうか一層のご理解とご支援

を賜りますようお願い申し上げます。どうか一層のご理解とご支援



富田林市長 吉村 善美

パブリックコメントを実施



①市地域防災計画（素案）

同計画は、「災害対策基本法」に基づき、市域における災害予防や応急対策、復旧・復興に関して市や防災関係機関などが行うべき業務などについて示した、防災活動に関する総合的な計画です。

令和6年能登半島地震など、近年全国で発生している大規模災害の教訓などの反映、関連法令の改正や国・府の防災計画との整合を図り、令和元年度（南海トラフ地震防災対策推進計画は令和3年度）に改訂した同計画を改訂する素案をまとめました。

問危機管理室〔〒584-8511常盤町1の1・内線9503・FAX(25)9980・✉ kikikanri@city.tondabayashi.lg.jp〕

※持参の場合は富田林消防署5階（甲田一丁目7の1）。

②市こども計画（素案）

令和5年施行の「こども基本法」において、「市町村こども計画」の策定が努力義務化されたことに伴い、本市においても同計画を策定します。

同計画は、令和6年度に策定した「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を再編し、若者計画や少子化対策の要素を加えた、子ども・若者・子育て支援についての総合的な計画です。

「富田林市子ども・子育て会議」において同計画（計画期間令和8～11年度）についての議論を重ね、素案をまとめました。

問こども政策課〔〒584-8511常盤町1の1・内線202・FAX(24)8976・✉ k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp〕

③市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による感染症危機は、市民の生命や健康、経済、社会生活をはじめとする生活の安定に大きな脅威をもたらしました。このような経験を踏まえ、国による行動計画やガイドラインの改定、大阪府による行動計画の改定がなされ、基本的な方針が示されました。

本市においても、平成26年策定の同計画を見直し、実施体制の構築、情報提供、保健・医療・ワクチン接種、まん延防止、市民生活および地域経済の安定の確保など、さまざまな項目について取り組みを進めるため、改定の素案をまとめました。

問健康づくり推進課〔〒584-0082向陽台一丁目3の35・☎(28)5520・FAX(29)7760・✉ kenkosuisin@city.tondabayashi.lg.jp〕

④市スポーツ推進計画（素案）

市民のスポーツに関する意識やスポーツ施設の利用状況などから、スポーツを取り巻く現状を把握するとともに、課題や問題点を分析し、本市の実情に即したスポーツに関する施策についての基本的な方針や、効果的・効率的に推進するための具体的な方策を示すため、素案をまとめました。

問生涯学習課〔〒584-0032常盤町16の11・☎(26)8062・FAX(26)8064・✉ s-gaku@city.tondabayashi.lg.jp〕

意見などの募集期間

1月5日(月)～2月6日(金)（消印有効）

素案の閲覧方法

1月5日(月)～ 市役所2階都市魅力課および各課、金剛連絡所、中央・金剛・東公民館、中央図書館、TONPAL（多文化共生・人権プラザ）、Topic、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉社会館、けあぱる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーで閲覧

※市ウェブサイト（各パブリックコメントのページ）からもご覧いただけます。

意見の提出方法

募集期間内に、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファックス、メールで各課へ

※市ウェブサイト（各パブリックコメントのページ）応募フォームからも提出いただけます。

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は反映できるよう検討させていただきますが、個別に回答できませんので、ご了承ください。